

乳児等通園支援事業の 認可に関する資料

こども育成課

1. 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の概要

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）（以下「こども誰でも通園制度」という。）は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年6月成立）により、すべてのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、すべての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化する目的で創設され、すべての自治体で実施することとなります。（令和7年4月制度化、令和8年4月本格実施）。

利用対象者は、0歳6か月以上満3歳未満のこどもであって、こどものための教育・保育給付を受けていない者とし、月一定時間までの利用枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな給付制度です。

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳
就労要件あり	保育所、認定こども園等 ※小学校就学まで						小学校 ※満6歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから
就労要件なし	こども誰でも通園制度 ・月一定時間までの利用可能枠 ・時間単位の柔軟な利用 ※0歳6か月以上満3歳未満を想定						幼稚園 ※満3歳から小学校就学前まで

※こども家庭庁公表の資料から作成

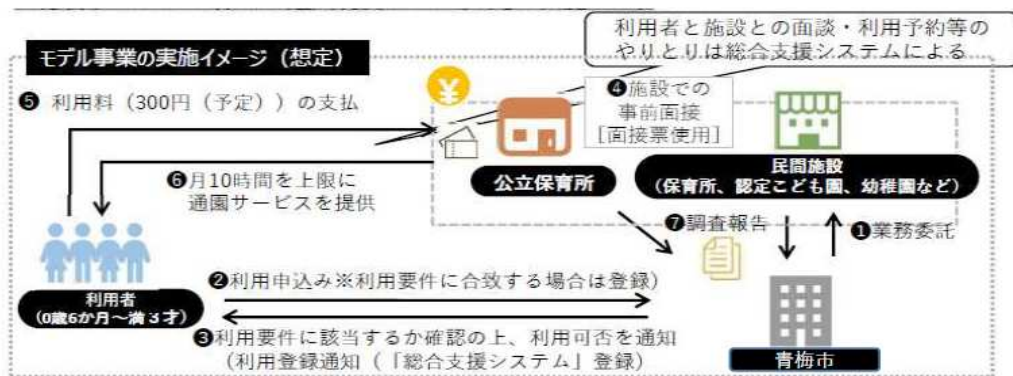
1. こども誰でも通園制度の概要

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらずの形で支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる乳児等通園支援事業（「こども誰でも通園制度」）が創設されました。



2. 令和7年度における本市の取り組み

国において、令和8年度から新たな給付制度として全国の自治体で実施することとしており、青梅市では令和7年度中に条例や要綱などの法的整備および制度設計を行うとともに、秋ごろから実施事業者の選定を行い、認可手続きを進めてまいります。



※日時や受入れ人数などは事業者が運営可能な範囲で任意に設定する

3. 実施方法

実施方法は次の2通りがある。

- ①一般活用品型：定員を別に設け、在園児と合同または専用室を設けて受け入れを行う。
- ②余裕活用品型：通常保育において利用児童数が利用定員に満たない場合に、空き定員の枠を活用して行う。



【前提条件】

こども誰でも通園制度（一般型）の実施に当たっては、次の条件を満たさなければならない。

1 設備の基準

利用児童の年齢	設備基準	面積基準
満2歳未満	乳児室又はほふく室及び便所	3.3㎡/人
満2歳以上	保育室又は遊戯室及び便所	1.98㎡/人

2 職員の配置基準

利用児童の年齢	配置基準
乳児	おおむね3人につき1人以上
満1歳以上	おおむね6人につき1人以上

※ 乳児等通園支援従事者の半数以上は保育士とする。

※ 一事業所につき乳児等通園支援従事者は2人以上とする。

実施の流れ

- (1) 市からの認可及び国が開発する「総合支援システム」への登録
- (2) 利用者から市へ利用申請、市が利用者の基本情報をシステムへ登録
- (3) 利用者の利用希望施設における親子面談、システムの利用者情報更新
- (4) 利用者が、事業者が設定する日時の中で、空いている日時を予約
- (5) 利用（預かり）
- (6) 事業者がシステムへ利用実績の登録
- (7) 委託料の請求（利用月の翌月）
- (8) 調査報告（年度末）

2. こども誰でも通園制度と他制度との違い

	こども誰でも通園制度（国）	多様な他者の関わりの機会の 創出事業（都）	一時預かり事業
制度の位置づけ	国が創設し、2025年度に地域子ども・子育て支援事業として制度化。2026年度から新たな給付制度として全国で本格実施予定。	東京都（都独自）の制度。全国より先行して実施。	地域子ども・子育て支援事業の一つとして実施
目的・趣旨	全てのこどもの成育を応援し、ライフスタイルや就労状況に関わらず柔軟な利用を可能とする。良質な成育環境や子育て家庭への支援強化が狙い。	未就園児を保育所等で定期的に預かり、多様な他者との交流を通じて、こどもの成長と育児孤立防止を図る。	保護者のパート就労や通院、リフレッシュ等の際に一時的に子どもを預かることで、保護者の心理的負担または肉体的負担を解消するため。
特徴	<ul style="list-style-type: none"> こどもの成長のために「通う」という考えを基本とする 保護者のニーズに関わらない利用 全国どの自治体でも実施 	<ul style="list-style-type: none"> 東京都のみの制度（東京都版のこども誰でも通園制度） 	<ul style="list-style-type: none"> 「保護者の立場からの必要性」に対応するため「預ける」という考え方を基本とする。 保護者のニーズが生じた際に利用 実施主体である市町村が、地域のニーズに応じ「事業」として実施の判断する。 補助事業として利用時間の定めはなく、実施自治体によって、対象年齢や上限の時間や日数を設けている。
利用理由 （就労有無）	保護者の就労有無を問わず利用可	保護者の就労有無を問わず利用可	保護者の就労・通院・冠婚葬祭・リフレッシュ等の事由が必要（定期利用は「就労」要件が必要）
対象児童	保育所・幼稚園などに通っていない0歳6か月～2歳児。 （市外在住もOK）	保育所・幼稚園などに通っていない0～2歳児。（青梅市の場合は市内の在住のみ）	市内在住で保育所等に通っていない児童（0～5歳児）
利用頻度・時間	2025年度のモデルは 月10時間まで の利用制限あり。	利用時間は自治体・施設によるが、 1日8時間、月160時間まで など柔軟な設定が可能。月を単位とした複数月の定期的な預かりで、頻度や利用時間の上限はなし。	数時間から1日単位。 →青梅市は週3日程度の利用を上限としている。
利用料	1時間300円程度	日額2,200円、月額44,000円を上限として各施設で定める。	施設で設定するが概ね 4時間未満：1500円、4時間以上：3000円

3. 青梅市における実施方法および利用の流れ①

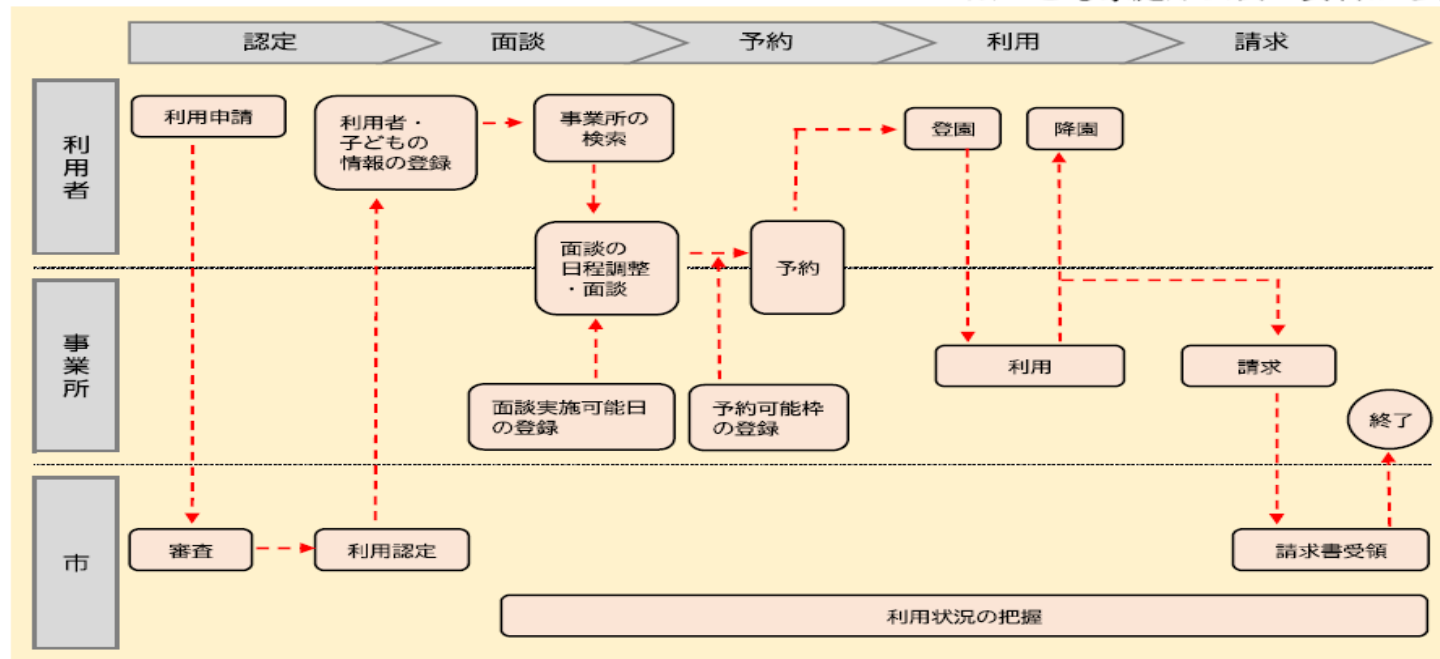
項目	国	青梅市
1 対象となる子ども	保育所、認定子ども園、地域型保育事業等に通っていない0歳6か月以上満3歳未満	国と同様の取扱いとする。
2 利用可能時間	子ども1人あたり月10時間を上限（経過措置あり）	月160時間 を上限とする。（子ども誰でも通園制度としての上限時間は10時間＜国と同様＞とし、10時間を超えた分については、多様な他者事業＜都制度＞を活用し、補助上限時間の160時間までとする。）
3 事業実施場所	乳児等通園支援事業の認可を受けた 保育所・認定子ども園・小規模保育事業所・家庭的保育事業所 幼稚園・企業主導型保育事業所・認可外保育施設等	保育所・認定子ども園・幼稚園・認可外保育施設
4 利用方式	定期利用、柔軟利用、定期・柔軟の組み合わせ等の選択制	実施事業者と協議した結果、定期利用（プレイ保育）・柔軟（スポット利用）の組み合わせとする。
5 実施方式	一般型事業または余裕活用型事業	実施事業者と協議した結果、一般型事業とする。
6 設備基準	【乳児室】0・1歳児 1.65㎡ 【ほふく室】0・1歳児 3.3㎡ 【保育室・遊戯室】1.98㎡	国の定める基準どおりとする。
7 人員配置基準	【配置基準】0歳児 3：1 1・2歳児 6：1 【有資格】半数以上は保育士とする（研修修了者も含む。）	国の定める基準どおりとする。
8 補助単価	0歳児 1,700円 1・2歳児 1,400円	国の定める基準どおりとする。

3. 青梅市における実施方法および利用の流れ②

項目	国	青梅市
9 利用料	<p>こども1人1時間あたり300円程度を標準とし、各事業所で設定できる。</p> <p>※キャンセル料は各自治体で定める</p> <p>※給食費などの実費は別途徴収してもよい</p>	<p>利用料については無料とする。(全額都の補助あり)</p> <p>※給食やおやつ代は施設が定めた額を実費徴収する。</p>
10 利用料の減免	<p>生活保護世帯300円、市民税非課税世帯240円、市民税77,101円未満世帯210円を減免する。</p>	<p>利用料が無料のため、減免の規定は設けない。</p>

[こども誰でも通園制度利用の流れのイメージ]

※こども家庭庁公表の資料から作成



4. 関係条例の整備

条例名	①青梅市乳児等通園支援事業の設備および運営に関する基準を定める条例【認可基準】	②青梅市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例【確認基準】
関係法律	児童福祉法	子ども・子育て支援法
国基準	乳児等通園支援事業の設備および運営に関する基準（施設の認可基準）	特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（給付費の支払い基準）
条例の目的	実施施設の認可にあたり、衛生管理、設備および職員配置等について定めるもの	乳児等通園支援給付費の給付対象施設の確認や利用者の給付認定に関する運営の基準等について定めるもの
主な規定・内容	<ul style="list-style-type: none"> ・一般原則【第5条】 （人格尊重、事業内容の評価・改善、暴力団の排除規定） ・安全計画の策定【第7条】 （設備の点検、安全研修・訓練） ・衛生管理等【第14条】 （設備の衛生管理、感染症の予防） ・食事【第15条】 （食事の提供に必要な設備） ・事業の区分【第20条】 （一般型と余裕活用型の定義） ・設備の基準【第21条、第25条】 （事業に必要な設備・面積基準） ・職員の配置基準【第22条、第25条】 （保育士・研修修了者の配置） 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用定員【第4条】 （1時間・1か月当たりの利用定員） ・面談【第5条】 （子ども・保護者の心身の状況の把握） ・提供拒否の禁止【第6条】 （正当な理由のない提供拒否の禁止） ・特定教育・保育施設等との連携【第11条】 （保育の円滑な接続のための情報提供） ・支払い【第13条】 （事業者による利用料等の徴収） ・相談および援助【第17条】 （相談への対応・助言） ・勤務体制の確保等【第21条】 （勤務体制の規定、研修の実施） ・虐待等の禁止【第25条】 ・事故発生の防止および発生時の対応【第31条】
施行日	公布の日	令和8年4月1日

※①・②の条例とも青梅市独自の規定として暴力団の排除についての項目を追加している。

5. 実施に向けたスケジュール

実施スケジュール

令和7年	8月	事業者向けに説明会を開催
	9月	青梅市乳児等通園支援事業の設備および運営に関する基準を定める条例を制定
令和8年	1月	事業者決定・認可手続き
	2月	第5回こども・子育て会議に報告
	3月	広報・ホームページで周知
		令和8年度利用申請受付（認定）
		青梅市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を制定